

## 宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る 入札参加資格者指名停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県が発注する宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務並びに下水汚泥等収集運搬業務、下水汚泥セメント原料化業務、下水汚泥等埋立処分業務、下水汚泥肥料原料化業務及び下水汚泥炭化製品化業務（以下「維持管理業務等」という。）の適正な執行を確保するため、入札参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 知事は、有資格業者が別表の各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて同表に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項の規定による指名停止の開始は、知事が決定した日とする。

3 知事は、指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に係る指名停止期間中又は当該期間の満了後1カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第5号及び第6号又は第7号から第10号までの措置要件に係る指名停止の期間満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第5号及び第6号又は第7号から第10号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間（第4条第1号に該当する場合にあっては、別表第7号又は第9号に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。

4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重

大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項に定める期間を上限とする。

- 5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて各表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書を提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第7号又は第9号に該当したとき

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（当該事案について、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）又は有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間

- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第7号又は第8号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき

それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間

- (3) 県又は他の公共機関の職員が、競争入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第9号又は第10号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき

それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間

(報告)

第5条 宍道湖流域下水道事務所長は、有資格業者が別表各号の一に該当すると認めるときは様式1により、第3条第5項又は第6項に該当すると認めるときは様式2により、遅滞なく知事に報告するものとする。

(指名停止の決定及び通知)

第6条 知事は、前条の報告書その他の資料によって指名停止を行い、指名停止の期間を変更し、又は指名停止を解除しようとするときは、「宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格審査会」(以下「審査会」という。)の意見を聴くものとする。

2 知事は、指名停止を行い、指名停止の期間を変更し、又は指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対して様式3、様式4又は様式5により通知するとともに関係する本庁各課及び地方機関の長に様式6、様式7又は様式8により通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 土木部下水道推進課長等又は宍道湖流域下水道事務所長(以下「課長等」という。)は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときはこの限りではない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項について必要がある場合には、審査会に諮り決定するものとする。

附 則

- 1 この要領は平成18年12月27日から施行する。
- 2 次に掲げる要領は、廃止する。
  - (1) 宍道湖流域下水道終末処理場における維持管理業務委託契約に係る入札参加資格者指名停止措置要領
  - (2) 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る入札参加資格者指名停止措置要領

附 則

この要領は平成20年12月24日から施行する。

附 則

この要領は平成22年12月14日から施行する。

附 則

この要領は平成23年12月28日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月9日から施行する。

附 則

この要領は平成26年7月16日から施行する。

附 則

この要領は令和2年12月16日から施行する。

別表（措置基準）

措置要件	指名停止期間
<p>(虚偽申請)</p> <p>1 県の発注する維持管理業務等に係る入札参加資格審査申請書の提出にあたり、虚偽の記載等があり、契約の相手方とする事が不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上 6 カ月以内 (故意の場合、2 カ月以上)</p>
<p>(粗雑業務)</p> <p>2 県の発注する維持管理業務等の遂行にあたり、故意若しくは過失により粗雑な業務を行い（過失による場合で、瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）又は仕様書に定められた品質及び数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上 6 カ月以内 (故意又は重過失の場合、3 カ月以上)</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 第 2 号に掲げる場合のほか、県の発注する維持管理業務等に関する契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2 週間以上 4 カ月以内</p>
<p>(事故及び損害発生)</p> <p>4 維持管理業務等に関する契約の履行にあたり、次のア又はイに該当することとなったとき。  ア 県と締結した契約の履行にあたり、故意又は過失により公衆等に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。  イ 県と締結した契約の履行にあたり、故意又は過失により契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>1 カ月以上 6 カ月以内 (故意又は重過失の場合、2 カ月以上)</p> <p>2 週間以上 4 カ月以内 (故意又は重過失の場合、1 カ月以上)</p>
<p>(贈 賄)</p> <p>5 次のア、イ又はウに掲げる者が県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。  ア 代表役員等  イ 一般役員等  ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>12 カ月以上 24 カ月以内  10 カ月以上 20 カ月以内  6 カ月以上 12 カ月以内</p>
<p>6 次のア、イ又はウに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。  ア 代表役員等</p>	<p>6 カ月以上 12 カ月以内</p>

イ 一般役員等 ウ 使用人	5 カ月以上 10 カ月以内 3 カ月以上 6 カ月以内
(独占禁止法違反行為) 7 県の発注する維持管理業務等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為があり、契約の相手方とすることが不適當であると認められるとき。	12 カ月以上 24 カ月以内
8 次に掲げる維持管理業務等に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為があり、契約の相手方とすることが不適當であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。) ア 県内における維持管理業務等 イ 県外における維持管理業務等	12 カ月以上 24 カ月以内 6 カ月以上 24 カ月以内
(競争入札妨害又は談合) 9 県の発注する維持管理業務等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12 カ月以上 24 カ月以内
10 次に掲げる維持管理業務等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(前号に掲げる場合を除く。) ア 県内における維持管理業務等 イ 県外における維持管理業務等	12 カ月以上 24 カ月以内 6 カ月以上 24 カ月以内
(不正又は不誠実な行為) 11 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 カ月以上 9 カ月以内
(私的行為による法令違反) 12 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、または禁こ以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 カ月以上 9 カ月以内